

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平泉町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・ 当町では、平泉町個人情報保護条例及び平泉町情報セキュリティ基本方針により、個人情報の保護及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・ 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に個人情報の保護に関する条項を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

岩手県平泉町長

公表日

令和3年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)等の規定に基づき、保険給付の支給、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険料の収納管理等を行う。</p> <p>平泉町では、国保資格管理・給付に関する事務の適正かつ効率的な運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者の資格の取得、喪失等に関する事務。 ② 被保険者証の再交付申請受付に関する事務。 ③ 限度額適用認定、高齢受給者証等の申請に関する事務。 ④ 保険料の収納・賦課に関する事務。 ⑤ 都道府県単位での資格継続事務。 ⑥ 高額療養費該当回数引継事務。 ⑦ 保険給付に係る申請等受付及び支給に関する事務</p> <p>・番号法の別表第二を基に平泉町は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)はオンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、平泉町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、平泉町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>また、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、平泉町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、平泉町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村事務処理標準システム 2. 次期国保総合システム 3. 快速サーチャーGX 4. 国保データベース(KDB)システム 5. 中間サーバ 6. 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 賦課情報ファイル (3) 給付情報ファイル (4) 収納情報ファイル (5) 滞納情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・ 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符 号を取得する等) ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45,46の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	町民福祉課国保係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5562	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月30日	I-1 ①事務の名称	平泉町国保資格管理・給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
平成30年4月1日	I-1 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)等の規定に基づき、保険給付の支給、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険料の収納管理等を行う。</p> <p>平泉町では、国保資格管理・給付に関する事務の適正かつ効率的な運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者の資格の取得、異動等に関する事務。 ② 被保険者証の再交付申請受付に関する事務。 ③ 限度額適用認定、高齢受給者証等の申請に関する事務。 ④ 療養費、高額療養費の支給に関する事務。 ⑤ 保険料の収納・賦課に関する事務。</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)等の規定に基づき、保険給付の支給、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険料の収納管理等を行う。</p> <p>平泉町では、国保資格管理・給付に関する事務の適正かつ効率的な運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者の資格の取得、異動等に関する事務。 ② 被保険者証の再交付申請受付に関する事務。 ③ 限度額適用認定、高齢受給者証等の申請に関する事務。 ④ 療養費、高額療養費の支給に関する事務。 ⑤ 保険料の収納・賦課に関する事務。 ⑥ 都道府県単位での資格継続事務。 ⑦ 高額療養費該当回数の引継事務。</p>	事前	
平成30年1月30日	I-1 ③ システムの名称	1. 住民情報システム 2. 国保総合システム 3. 快速サーチャージGX	1. 住民情報システム 2. 国保総合システム 3. 快速サーチャージGX 4. 国保データベース(KDB)システム 5. 次期国保総合システム 6. 国保情報集約システム	事後	
平成30年1月30日	I-3 法令上の根拠	<p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項</p>	<p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 第24条</p>	事後	
平成30年1月30日	I-7 請求先	総務企画課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578	事後	
平成30年5月28日	I-5 ②所属長の役職名	町民福祉課長 菅原 克義	課長	事後	
平成30年5月28日	I-8 連絡先	町民福祉課国保係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111	町民福祉課国保係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5562	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年6月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年6月25日	IV-1 提出する特定個人情報 保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV-2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-3 特定個人情報の使用		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-6 情報提供ネットワーク システムとの接続		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-7 特定個人情報の保管・ 消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-8 監査		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月25日	IV-9 従業者に対する教育・ 啓発		十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月12日	I - 1 ②事務の概要	<p>① 被保険者の資格の取得、異動等に関する事務。</p> <p>② 被保険者証の再交付申請受付に関する事務。</p> <p>③ 限度額適用認定、高齢受給者証等の申請に関する事務。</p> <p>④ 療養費、高額療養費の支給に関する事務。</p> <p>⑤ 保険料の収納・賦課に関する事務。</p> <p>⑥ 都道府県単位での資格継続事務。</p> <p>⑦ 高額療養費該当回数の引継事務。</p>	<p>① 被保険者の資格の取得、異動等に関する事務。</p> <p>② 被保険者証の再交付申請受付に関する事務。</p> <p>③ 限度額適用認定、高齢受給者証等の申請に関する事務。</p> <p>④ 保険料の収納・賦課に関する事務。</p> <p>⑤ 都道府県単位での資格継続事務。</p> <p>⑥ 高額療養費該当回数の引継事務。</p> <p>⑦ 保険給付に係る申請等受付及び支給に関する事務</p> <p>・番号法の別表第二を基に平泉町は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p>	事後	
令和3年7月12日	I - 1 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民情報システム 2. 国保総合システム 3. 快速サーチャージャGX 4. 国保データベース(KDB)システム 5. 時期国保総合システム 6. 国保情報集約システム 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村事務処理標準システム 2. 次期国保総合システム 3. 快速サーチャージャGX 4. 国保データベース(KDB)システム 5. 中間サーバ 6. 国保情報集約システム 	事後	

